

5) 生涯学修制度について

日本作業療法士協会は、2025年度より新たな生涯学修制度を開始した。新制度の基盤となるのが「登録作業療法士」制度である。登録作業療法士となった後、認定作業療法士と専門作業療法士を目指すことで継続的な学びを促進し、会員一人ひとりが描くキャリア形成の支援を行う。

1. 新生涯学修制度の大方針について

新制度の移行あたり、本会理事会において生涯学修制度の大方針「登録作業療法士と認定作業療法士の目指す方向性」の決議がなされた。ここには本方針を掲げる背景を示すと同時に、登録作業療法士養成の目的、登録作業療法士と認定作業療法士の臨床現場で目標とする量（数）、そして読み替え方針について記されている。

<登録作業療法士養成の目的>

- ・標準的な作業療法士の質と量を担保すること
- ・報酬制度（加算・要件等）に繋がる関係省庁への要望を裏付ける根拠とすること（認定・専門含む）
- ・他関係団体の各種資格認定制度等の要件に組み込んでもらえるような一定水準の質を確保すること（登録作業療法士だから〇〇団体の研修を受けることが出来るなど）

<登録作業療法士と認定作業療法士の臨床現場で目標とする量（数）>

教育部、制度対策部からの資料等、そして組織論、経済学、マネジメント学等から、臨床現場での影響力を考慮して以下の目標数とする。

>登録作業療法士=3万人以上（会員6万人の場合）

>認定作業療法士=8千～1万2千人（対象が会員6万人の場合）

※期限は、新生涯学修制度の前期・後期研修を履修して最初の登録作業療法士が誕生する予定の2030年までを目安とするが、想定外の事情が生じた場合はその限りではない。

2. 登録作業療法士制度について

登録作業療法士は、以下の通り定義されている。

＜登録作業療法士 定義＞

一般社団法人日本作業療法士協会登録作業療法士（以下、登録作業療法士）とは、従事する実践領域において頻繁にかかわる疾患や障害のある、またはそれが予測される人々に対し、標準的な作業療法プロセスに従い、独力で作業療法を実践する能力を有する作業療法士を本会が認定した者をいう。

（注釈）

・「標準的作業療法プロセス」とは、自身が従事する実践領域において頻繁にかかわる疾患や障害がある者に、最新の知見に基づいて実践する一連の作業療法の過程である。

・「作業療法を実践する能力」とは、対象者の生活行為のニーズを捉える力、生活行為の向上に向けてセラピーする力、生活行為の達成のために協働する力、成果・結果を吟味し伝える力である。

・そして「作業療法の実践」は、対象者への説明と同意に基づいて行われる生活行為のニーズを捉える評価から、課題の抽出、妥当な目標の設定、妥当なプログラムの作成と安全な実施および記録、さらには結果・成果の吟味と報告・伝達に至る一連の作業療法の過程から成り、現場における基本的な業務管理や他職種・他部署との協働、後輩・学生などへの指導を含む。

登録作業療法士制度は、前期研修2年、後期研修3年の計5年間で構成されている。前期研修では、LMS（学習管理システム）を活用したeラーニングと実地経験チェックリストを組み合わせた学習内容が提供され、これにより場所や時間にとらわれずに学習を進めることが可能となる。また、実地経験チェックリストを通じて、自身の臨床経験を可視化し、振り返ることで、より深い学びを得ることができる。

3. 生涯学修制度の読み替え実施について

生涯教育制度の一つである認定作業療法士制度は2003年度から開始され、2025年3月現在、認定作業療法士取得者は1,677名であり、会員全体の約2.7%である。本会では「新生涯学修制度の大方針」に基づき、認定作業療法士の質を担保しつつ、組織全体に良い効果をもたらすと言われている取得者数20%を目指して、認定作業療法士の読み替えを実施する。また、「登録作業療法士制度」の読み替えは、2024年度までに入会した会員を対象に行う。